

健康診断実施時における新型コロナウイルス等感染症対策について

私たちの提供する健康診断（以下「健診」という。）においては、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を踏まえ、健診実施機関として適切な感染症対策を行い、受診環境の確保に努めます。

なお、本対策は対策制定時の知見を踏まえて作成したものであり、今後も新たな知見等が得られた場合、その都度改訂されるものです。

I 健診実施機関の対応

○ 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、最新の医学情報を基にした対策を講じます。いわゆる「3つの密」（①密閉・②密集・③密接）の一つひとつを避けることが重要です。健診施設は、3つの密を可能な限り回避することにより、受診環境の確保に努めます。

○ 健診施設の受診環境の確保

- ・受診者、健診施設職員（以下「職員」という。）相互の安全確保のため、健診の遂行上、健診施設（会場）内では不織布マスク着用を原則とします。ただし、個人の体質等により不織布マスクの使用が困難な場合は使用可能な材質のマスクの着用を認めます。
- ・健診受付後、速やかに問診、体温測定等を行い、受診者の健康状態を確認します。
- ・発熱があるなど、健診受診者として不適当と判断した場合は、受診者に説明した上で、後日、体調が回復するなど安全を確認してからの受診をお願いします。
- ・「密集・密接」を避けるため、受診者間の距離を確保するとともに、健診に要する時間を可能な限り短縮します。
- ・受診者と職員が対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮をします。
- ・室内の換気は、1時間に2回以上定期的に窓やドアを開けるなどして十分に行います。ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は窓やドアの開放による換気は必須でないものとします。
- ・受診者の「密集」を避けるため、1日の予約者数、予約時間等を調整します。
- ・職員は、アルコール消毒液等による入念な手指の消毒を励行します。

○ 健診施設職員が感染源とならないための配慮

- ・職員には新型コロナウイルスワクチン接種を推奨します。ただし、個人の体質等により接種が困難な場合を除きます。
- ・職員は毎朝出勤前に体温測定します。
- ・管理者は、毎朝職員の体温測定結果と体調を確認・記録します。
- ・すべての職員は不織布マスクを着用します。ただし、個人の体質等により不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能なマスクの着用を認めます。
- ・手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底します。
- ・職員は、発熱や体調不良等の症状を認めるときには職場に電話連絡し、医療機関を受診します。
- ・管理者は、医療機関受診の結果、新型コロナウイルス感染症が否定された場合には、職員の発熱や風邪症状の消失から少なくとも 72 時間が経過している状態を

上記の他、ご不明な点やご要望がございましたら担当者までご相談下さい。

一般社団法人 産業保健研究財団
第一健康事業部
担当：石川 公一
電話：03-5456-5630